

相続時精算課税～あらまし～

いよいよ相続税の大改正まで3か月となりました。みなさんご準備はできていますでしょうか？

今回より、相続税の節税対策にも使うことのできる相続時精算課税制度という制度についてご紹介します。

1. 相続時精算課税制度創設の目的

突然ですが、もし贈与税がなかったらどうなるのでしょうか？誰もが相続税を回避するために、生前に財産を贈与することを考えることでしょうか。現在の日本では、そうはさせまいと贈与税の税率は相続税よりも高く設定されており、これが『贈与税は相続税の補完税』といわれる所以となっています。

一方で政府は、景気を良くするために国民にお金を使ってほしいと考えました。今一番お金を持っているのはお年寄り世代、一番お金を使うのは若い世代でギャップがあるなあ……。それならば、お年寄り世代が持っているタンス預金などの資産を若い世代に『今』贈与してもらって、若い世代の人がじゃんじゃん使えば景気は刺激されるのではないかと、贈与の足かせとなる課税は『相続の時』でいいから……。と、できあがったのが相続時精算課税制度です。そのため、誰もがこの制度を使えるわけではなく、一番お金を持っている世代から一番お金を使ってくれそうな世代への贈与に限定されています。もちろん贈与を行う当事者にとってもメリットはあるのですが、それは次回に。

2. 相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度とは、生前の贈与財産にかかる税金を、相続が発生した時点で相続税として精算する制度です。詳細については次回以降としますが、例えば波兵衛が生前にこの制度を使って現金5千万円を子ササエに贈与したとします。その後波兵衛が亡くなった際には、ササエはその現金5千万円を波兵衛から**相続により取得**したものとして相続税を計算します。もちろん贈与契約自体は贈与時点から有効ですが、あくまで相続税の計算上、贈与財産も相続税の枠組みにとりこんで精算しましょうというものです。

3. 相続時精算課税制度の適用要件（平成27年1月1日前）

適用要件に改正があり、平成27年1月1日前と以後で異なりますのでご注意ください。

① 贈与を受ける者が贈与の年1月1日において20歳以上であり、贈与をした者が同日において65歳以上であること

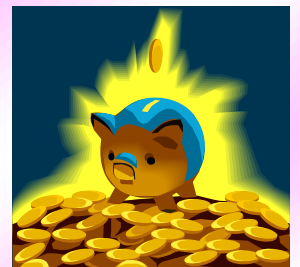
② ①の者が贈与をした者の直系卑属（※1）である推定相続人（※2）であること

（※1）直系卑属とは

直系卑属とは、子・孫など自分より後の世代で、直通する系統の親族のことです。また、養子も含まれます。兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれません。

（※2）推定相続人とは

現状のままで相続が開始した場合、直ちに相続人となるべき者をいいます。



4. 相続税法改正後の適用要件（平成27年1月1日以後）

平成27年1月1日以降、適用要件が以下のように緩和されて適用範囲が広がります。

① 贈与を受ける者が贈与の年1月1日において20歳以上であり、贈与をした者が同日において**60歳以上**であること

② ①の者が贈与をした者の直系卑属（※1）である推定相続人（※2）**及び孫**であること

カツオたちは20歳未満で、波兵衛が54歳・ブネは48歳から歳をとらない設定ですのでどちらにしても磯野家では適用できないようです。

カツオ『父さん、54歳は反則でしょう』

波兵衛『わしが44歳に見えるか？』

カツオ『・・・』